

令和3年度 最先端ロボットプロジェクト推進事業業務委託 仕様書

1 プロジェクト名

【採択者の企画提案書を基に作成】

2 事業の目的

本県では、平成25年度から地域活性化総合特区「さがみロボット産業特区」の取組により、全国に先駆けて生活支援ロボットの実用化・普及に取り組んでいる。

また、新しい生活様式の実践が提唱されている中、生活支援ロボットを活用することは、人との接触を減らすことなどの面において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にも有用な取組である。

これらの取組の効果を高め、加速していくためには、これまで以上に、県民の課題解決に資するロボットの実用化に取り組む必要がある。

そこで、これまでの取組を通じて形成してきた特区内市町や関係団体、ロボット関連企業、施設等とのネットワークや実証実験等の実用化・普及に向けた取組にかかるスキル・ノウハウなどを活用し、県民生活への影響、発展性、注目度などに優れた最先端の生活支援ロボットプロジェクトを推進することとし、その実施を委託する。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

4 プロジェクトの概要及び契約終了時における達成目標

【採択者の企画提案書を基に作成】

5 プロジェクトの実施体制及び分担

【採択者の企画提案書を基に作成】

6 開発計画（スケジュール）

【採択者の企画提案書を基に作成】

7 業務の実施にあたって

- (1) 企画提案書をもとに具体的な実施内容を発注者と調整し、実施計画書を作成すること。
- (2) 適宜打合せを実施し、本仕様書に定めがない事項や、内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い事業を進めること。
- (3) 発注者は、業務の委託契約期間中に必要がある場合は、受注者に対し進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 受注者は業務の実施に際しては、関係法令を遵守するとともに、進捗管理、運営管理等を適切に行うこと。トラブル等が発生した場合は、速やかに発注者

- に連絡すること。
- (5) 業務実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受注者が責任を負い、その費用を負担するものとする。
 - (6) 実証実験を実施する際は、保険に加入するとともに、安全な実証実験とするため、保安員の配置、機器の試験、環境整備・工事、倫理審査、各種調査等を必要に応じて行うこと。
 - (7) 機器の賃借、施設の使用、ロボットの運搬は、実証実験の実施に向けて必要なもののみ計画のうえ、実施すること。
 - (8) 実証実験を実施する際は、法令等で必要となる申請や審査を実施するとともに、必要に応じて協力者・施設へ謝礼等を支払うこと。
 - (9) 実証実験の実施場所は、さがみロボット産業特区の区域内（相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町）とすること。
 - (10) 実証実験を行う際は、感染症拡大防止の観点から必要な感染症防止対策を講じること。
 - (11) 実証実験の際には発注者が実施内容や記録等を公表する可能性があることから、公表を控える必要がある部分については、予め発注者に申し出ること。
 - (12) 製品の開発や改良を行うための原材料・副資材の購入、工具・器具・資料等の購入、機械装置等のリース、外注加工、ソフトウェアの改良等については、商品化に向けて必要となるもののみ計画のうえ、実施すること。
 - (13) 特許及び実用新案等の調査・取得、ニーズ・市場・マーケットの調査、展示会・見本市の出展等については、商品化に向けて必要となるもののみ計画のうえ、実施すること。
 - (14) 受注者は、委託事業費をプロジェクトメンバーに適切に分配すること。
 - (15) 本業務の履行に際し、業務の遂行上知り得た業務上の秘密は、発注者の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならず、この事業の終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについては、契約書別添「個人情報保護に関する特記事項」に基づき取り扱うこと。

8 事業実施報告

本委託業務完了後、令和4年3月25日までに、書面（A4縦、カラー、10部）及び電子媒体CD-R（PDF及びWordファイル形式、1枚）で事業実施報告書を提出する。

9 報告書提出先

神奈川県産業労働局産業部産業振興課